

法人統合及び大学統合に関する基本合意書

令和4年10月14日

国立大学法人 東京医科歯科大学

国立大学法人 東京工業大学

法人統合及び大学統合に関する基本合意書

国立大学法人東京医科歯科大学及び国立大学法人東京工業大学（以下「両法人」という。）は、両法人の統合（以下「法人統合」という。）並びに両法人がそれぞれ設置する東京医科歯科大学及び東京工業大学（以下「両大学」という。）の統合（以下「大学統合」という。）に関する方針について、以下のとおり合意する（以下この基本合意書を「本基本合意書」という。）。

両法人は、文部科学大臣から指定を受けた指定国立大学法人として、大学改革を牽引することはもとより、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で世界最高水準の教育研究活動を展開し、ひいては社会の成長とイノベーション創出に貢献することが期待されている。この両法人が担う役割を踏まえ、指定国立大学法人同士による他に類を見ない法人の統合及び新しい大学の設立（以下「本統合」という。）を実現し、国際的に卓越した教育研究拠点として社会と共に活力ある未来を切り拓くことを目指す。

1. 統合及びその時期について

- (1) 両法人は、両法人を統合すること及び両大学を統合することに合意する（以下、統合した法人を「統合法人」、統合した大学を「新大学」という。）。
- (2) 令和6年度中を目途として可能な限り早期の法人統合及び大学統合を目指すものとする。
- (3) 法人統合に伴う大学統合においては、両大学に設置する学位・教育課程及び収容定員については変更しないこととし、これらの変更を伴う改組については大学統合後、速やかに行う。

2. 統合の目的について

両大学の統合の目的は、両大学のこれまでの伝統と先進性を活かしながら、統合によってこれまでどの大学も為しえなかった新しい大学のあり方を創出することである。

これまで両大学は、広く理工学及び医歯学に関する学知と技術、それを自在に応用できる人材の育成を通して、産業の発展と医療の進歩を牽引してきた。一方、人類は、これまで想像し得なかった地球環境の悪化、新興・再興感染症、少子高齢化など様々な課題に直面している。そして今後さらに未知の問題が起こる可能性も指摘されている。これら地球規模の課題解決に向けて、大学はその知を結集し、より大きな役割を果たすことが社会から期待されている。

このため、両法人の統合と新しい大学の設立を実現し、国際的に卓越した教育研究拠点として社会と共に活力ある未来を切り拓く。

統合法人及び新大学においては、先駆的なガバナンスの下、外部からの資源獲得をいっそう進めるとともに、拡大した資源を高次に融合・活用して、学生・教職員の育成環境並びに教育研究環境を飛躍的に充実させる。

新大学においては、以下のことを目指す。

- (1) 両大学それぞれが社会から高い評価を受けている重点分野・戦略分野をこれまでと変わらず強化することが不可欠である。そのため、新大学では根源的な問いに答える研究を尊重し、伝統ある両大学の理工学及び医歯学を学術的に深化させつつ、研究者が自身の興味に根差した研究を行える自由闊達な教育・研究環境を構築する。
- (2) 一方、多様な社会課題に立ち向かうためには各学問分野単独の取り組みでは限界があり、また各学問分野及び学内部局等が連携するだけでも不十分である。そこで、分野・部局等を超えた連携協働を実働させる仕組みを新大学に構築する。すなわち、両大学の強みである理工学及び医歯学の叡智を融合し、さらにそこに両大学が重視するリベラルアーツ・人文社会科学のみならず芸術を含む幅広い観点からの発想も活かすことで様々な学問領域を自由な発想で結合する。その相乗効果により、人々の行動変容・社会の変革につながるコンバージェンス・サイエンス¹を展開することとし、その端緒としてこれを担う新たな教育研究組織を早期に設置する。このコンバージェンス・サイエンスの果実を社会との共創を通じて広く浸透させていくとともに、その過程で得られた新たな総合知を次代の教育研究活動に反映していくことを通じて、脱炭素及びトータル・ヘルスケアにも貢献し、一人ひとりが多様性のあるウェルビーイングを感じることができる、豊かで持続可能な成長を遂げる社会の実現に貢献する。
- (3) 教養教育と専門教育を有機的に関連させ、知識や能力を継続的に涵養する教育体系により、自然科学諸分野の高度な専門性を備えるとともに、研究活動を通じて高度な課題設定・解決力を培い、現代社会が直面する諸課題に対峙して、真に解決すべき課題を設定し解決へと導く役割を担う高度専門人材、特に博士人材を輩出する。
- (4) すべての構成員に対して、あらゆる視点から高度な多様性、包摂性と公平性を実現し、世界に開かれた知の創造と人材育成の場を構築する。

3. 新大学の目指す組織文化について

新大学は上記の目的を達成するために、従来の日本の大学が陥りがちであった閉鎖的な組織文化を完全に払拭し、本来アカデミアが持つべき「自由でフラットな人間関係」のもとでの、精神の余裕を取り戻した多様性に富む構成員による広く社会に開かれた創造空間を構築する。そのような新しい大学組織文化の礎となるべく、本統合では次のような環境の実現を目指し、仕組みや制度を作る。

- (1) すべての構成員が、互いの専門性や役割の違いを尊重し、自らの職務や課題に誇りを持って取り組むことができる。また立場・地位に関わらず、自由に意見を出し合い活発に議論し、共同してより良い学び・教育・研究・社会貢献を進めることができる。

¹ 理工学、医歯学、さらには情報学、リベラルアーツ・人文社会科学などを収斂させて獲得できる総合知に基づき展開する科学

- (2) 長期的・短期的、基礎・応用、革新・改良など多様な研究目標に取り組み、新たな学問分野の創出やイノベーションを目指し、失敗を恐れず挑戦し、専門を究めるとともに協働による新たな知の創造に挑むことができる。
- (3) 各自の生活と大学活動のバランスをとり、自らのウェルビーイングを基盤として、余裕と自発性をもって新たなことに取り組み、社会に貢献することができる。

4. 統合法人及び新大学の名称及び主たる事務所の所在地について

- (1) 統合法人及び新大学の名称は、速やかに決定する。
- (2) 統合法人の主たる事務所の所在地は、東京都内として今後整理する。

5. 統合の準備体制について

- (1) 本統合に必要な事項を検討するため、「統合準備委員会」を設置する。
- (2) 統合準備委員会に委員長を置き、両法人の長が共同で務めるものとする。
- (3) 統合準備委員会を含む本統合の準備体制の詳細については、両法人の長の下で別に定める。

6. 統合法人の長の選考について

- (1) 統合法人の長には、人格が高潔で、学識が優れ、統合法人を総理するために必要な指導力と組織経営の経験及び手腕を有する者を選考する。
- (2) 法人統合の際の統合法人の長の選考については、以下の手続きにより行うこととし、詳細については今後整理する。統合法人の長の選考は、新たに設ける両法人合同の会議（以下「合同会議」という。）で行う。合同会議の委員は、両法人それぞれの学長選考・監察会議において、それぞれの委員の中から同数ずつ（学外委員も同数になるように）選出する。合同会議の議長については、委員の互選により選出する。
- (3) 法人統合後の統合法人の長の選考方法等その他詳細については、今後整理する。

7. 法人統合の際の統合法人の理事について

法人統合の際の統合法人の理事のあり方については、今後整理する。

8. 統合法人の財務・予算執行について

第4期中期目標期間における統合法人の予算編成における各教育研究組織等への配分予算額は、本統合前の両法人における各教育研究組織等への配分予算額を踏まえて行うことを基本とする。

9. 教職員の雇用について

法人統合の際現に両法人の教職員である者は、別に辞令を発せられない限り、法人統合の施行の日において、統合法人の教職員となるものとする。

10. 両法人の既存の事業計画について

両法人においてすでに決定している大型設備投資等を伴う重要なキャンパス計画・事業計画については、統合法人が最大限尊重する。

11. 今後に向けて

- (1) 両法人は、両法人が対等の精神で協力して、本統合の実現に向けた検討に誠意をもって取り組むものとする。
- (2) 本統合後の円滑な体制移行を図るため本基本合意書に定める取扱いを除き、両法人は、統合法人及び新大学の運営を担う将来世代がその権限と責任のもとに判断すべき事項を徒に拘束する合意（両大学の組織及び制度等を第5期中期目標期間以降に併存かつ維持させることを目的とする合意を含む。）を行わないよう、留意して本統合の検討を行うものとする。
- (3) 今後、本基本合意書の内容の解釈について疑義が生じた場合又は本基本合意書に基づき検討する事項について両法人間で意見の相違や不測の事態が生じた場合には、両法人は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本基本合意書締結の証として本書2通を作成し、両法人の学長がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和4年10月14日

国立大学法人東京医科歯科大学
学長

国立大学法人東京工業大学
学長

田中雄二郎

益一哉